別記様式（第十五条関係）

（縦6.0cm　横9.0cm）

（表）

第　　号

身分証明書

役職及び職名
氏名
生年月日

船員法の一部を改正する法律附則第七条第二十二項の職員であることを証明する。

年　月　日　発行
年　月　日　限り有効

国土交通大臣　印

顔写真

（裏）

船員法の一部を改正する法律抜粋

附　則

第七条

22　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

23　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

24　第二十二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八条

4　前条第二十二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

## ○国土交通省令第三十二号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第十一章の二及び船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、船員の労働条件等の検査等に関する規則を次のように定める。

平成二十五年五月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

### 船員の労働条件等の検査等に関する規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　検査
　第一節　通則（第二条・第三条）
　第二節　検査の申請手続（第四条・第五条）
　第三節　検査の準備（第六条）
　第四節　検査の執行（第七条―第十条）
第三章　海上労働証書等（第十一条―第二十一条）
第四章　雑則（第二十二条―第二十六条）
附則

### 第一章　総則

（用語）

**第一条**　この省令において使用する用語は、船員法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

### 第二章　検査

#### 第一節　通則

（特別の用途に供される船舶）

**第二条**　法第百条の二第一項の国土交通省令で定める特別の用途に供される船舶は、次に掲げる者が所有し又は運航する船舶であって非商業的目的のみに使用されるものとする。

一　国の機関

二　地方公共団体

三　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）

四　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）

五　国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）

六　大学共同利用機関法人（国立大学法人法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）

七　特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）

八　前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が適当と認める者

（検査の引継ぎ）

**第三条**　法定検査を申請した者は、当該申請に係る船舶が、当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。第二十六条において同じ。）又は運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）、海事事務所若しくは内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（第二十六条において「運輸支局等」という。）の長（同条において「運輸支局長等」という。）（当該船舶が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長。以下「船舶所在地官庁」という。）の管轄する区域外に移転した場合は、当該申請をした船舶所在地官庁に検査引継申請書（第一号様式）を提出して、新たな船舶所在地官庁への検査の引継ぎを受けることができる。

#### 第二節　検査の申請手続

（検査の申請）

**第四条**　定期検査又は中間検査を受けようとする者は、海上労働検査申請書（第二号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

2　法第百条の六第一項の検査（以下「臨時航行検査」という。）を受けようとする者は、海上労働臨時航行検査申請書（第三号様式）を船舶所在地官庁に提出しなければならない。

（添付書類）

**第五条**　海上労働検査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定期検査を初めて受ける場合は、次の書類

イ　臨時海上労働証書の写し（臨時海上労働証書の交付を受けている船舶に限る。）

ロ　報酬支払簿の写し

ハ　休日付与簿の写し

ニ　当該船舶が法第百条の三第一項第一号から第三十一号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法（以下「海上労働遵守措置」という。）を記載した書類

二　前号の場合を除き、定期検査又は中間検査を受ける場合は、次の書類

イ　海上労働証書の写し

ロ　前号ロからニまでに掲げる書類